

## 条 例

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十九年十二月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第三十七号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第八条第五項第二号中「第八条第三項」を「第八条第一項第五号」に改める。

附則第三十六項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(昭和四十八年埼玉県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

第三条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年埼玉県条例第三号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に、「百分の八十七」を「百分の八十三・七」に改める。

### 附 則

この条例は、平成三十年二月一日から施行する。ただし、第一条中職員の退職手当に関する条例第八条第五項第二号の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。